

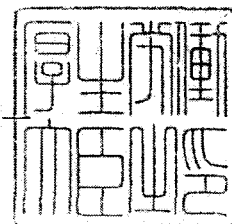


厚生労働省発政第 1227001 号

平成 19 年 12 月 27 日

社会保険庁長官 坂野 泰治 殿

厚生労働大臣 舩添 要



平成 18 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、平成 18 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価を別添のとおり実施したので、通知する。

平成 18 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価

本評価は、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項第 2 号及び「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成 13 年 3 月 30 日付け厚生労働省発政第 93 号厚生労働事務次官依命通達）の規定に基づき、「平成 18 年度において社会保険庁が達成すべき目標について」（平成 18 年 2 月 23 日付け厚生労働省発政第 0223005 号通知）において示された各目標に対する社会保険庁の取組状況について、社会保険庁長官より当職あて行われた「平成 18 年度に社会保険庁が達成すべき目標に係る実績報告について」（平成 19 年 10 月 16 日庁文発第 1016060 号通知）に対し、厚生労働省本省として達成状況に係る評価を行い、今後の課題等を示すものである。

すなわち、本評価の趣旨は、当職が設定した平成 18 年度において社会保険庁が達成すべき目標について、その実績を評価することにより、社会保険庁の事務の適正な実施を担保することにある。

当職が設定した平成 18 年度において社会保険庁が達成すべき目標（13 項目）及びその他の業務全般に関する事項についての実績報告、並びにこれに対する評価及び今後の課題等は、別紙のとおりである。

平成 18 年度に達成すべき目標についての評価

社会保険庁は、その担うべき事業である、適用事務、保険料等収納事務、保険給付事務、保健事業・福祉施設事業及び広報・情報公開・相談等について平成 18 年度に達成すべき目標をかかげ、それぞれ事業を推進するための取組を実施した。平成 18 年度においては、業務改革プログラム（平成 17 年 9 月 27 日策定、平成 18 年 4 月 24 日、同年 8 月 10 日及び平成 19 年 4 月 3 日改定）等に基づき、個々の目標ごとに取組を強化、あるいは、新たな取組を展開してきたところであり、全体的には目標の達成に向けて進展があった又は取組が進められたものの、一部の目標については取組が不足しているものもみられたところである。

年金制度は、国民の安心や生活の基盤の重要な柱であるが、国民年金保険料の免除等の不適正事務処理の問題に引き続いて、年金制度の根幹に関わる重要な事務である年金記録の管理に係る問題や 2 件の横領事案が新たに発生したことにより国民の信頼を更に損ねる事態を招いたが、この問題は先般取りまとめられた、総務省に設置されている「年金記録問題検証委員会」による「年金記録問題検証委員会報告書」（平成 19 年 10 月。以下「年金記録問題報告書」という。）において、社会保険庁における組織としての使命感、責任感が決定的に欠如していることなどから起こったもので

あると指摘されており、誠に遺憾である。

事業ごとに述べると、具体的には以下のとおりである。

1. 適用事務

厚生年金保険等の適正な適用は年金制度の運営の基盤となるものであり、極めて重要であるが、適用事務については、未適用事業所の適用の促進についての取組や経済環境の改善等により、新規適用事業所数及び適用事業所数は増加しているものの、事業主に加入勧奨したにもかかわらず、適用されない事例が未だに見受けられることから、引き続き、雇用保険や労災保険の適用事業所に関するデータとの突き合わせ等による未適用事業所の把握、民間事業者への委託による戸別訪問により加入勧奨を強化するとともに、加入指導の手続を踏んだ上での職権適用の着実な実施により、未適用事業所に対する適用の促進のための取組を推進していく必要がある。

2. 保険料等収納事務

年金制度の健全な運営のため、保険料の確実な納付を図っていくことは極めて重要である。国民年金保険料納付率の向上については、保険料を納めやすい環境づくりや強制徴収の拡大等の取組が進められているところであるが、平成18年度の現年度保険料納付率が66.3%（対前年比▲0.8%）と、目標納付率（74.5%）の達成には至っていないことに加え、前年度実績を下回っており、取組が不足している。また、過年度分となる平成17年度分保険料については、平成14年度以降初めて納付率で70%を超える結果となったものの、平成16年度分保険料については最終的に68.2%となり、目標（68.7%）に0.5ポイント及ばなかった。今後とも、年金制度の意義・役割や重要性について広く国民に周知し、制度に対する不安を払拭するとともに、保険料を納めやすい環境づくりや免除等の制度の適正な利用促進などの取組により、納付率の向上を図る必要がある。

昨年度の評価においても指摘したとおり、各地の社会保険事務所において、国民年金保険料の免除等に係る事務処理について、法令等に定める手続に反する多くの事例があったことが明らかになったが、これは社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねるものであり、誠に遺憾である。この問題については、「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会報告書」（平成18年8月3日）等も踏まえ、関与した職員に対する厳正な処分が行われたほか、法令遵守の徹底など各般にわたる再発防止の措置が講じられたところである。

3. 保険給付事務

政府管掌健康保険及び船員保険の保険給付事務については、レセプト情報管理シス

テムを改修するなど、効率的な点検の実施に向けた取組が行われており、引き続き、的確なレセプト点検の実施等により、医療費の適正化のための取組を推進していく必要がある。

傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に関しては全ての給付種別において平均所要日数が前年度より短縮しており、目標の達成に向けて進展がみられた。他方、年金給付においては請求書を受け付けてから年金が裁定され、年金証書が請求者に届くまでの処理日数の目標（サービススタンダード）を大幅に下回っていることに加え、ほとんどの指標が前年度実績も下回っている。その原因としては裁定件数の増加等の影響も考えられるところであるが、今後は達成率の低い給付項目や社会保険事務所について、個別にその原因の分析・把握を行った上で、目標達成のための取組を進める必要がある。

一方、年金記録問題報告書においても、年金相談や当初の裁定の際に丁寧な聞き取りや詳細な記録調査が十分に行われていなかったことが年金記録問題の直接的な要因の1つとされ、また、基本的問題として「裁定時主義」による業務処理があげられており、今後は、年金相談への適切な対応を行うことはもとより、裁定請求に至るまでの間においても、待ちの姿勢ではなく、本人に定期的に年金記録を確認するなどの改善を図り、記録の正確性確保を推進する必要がある。

4. 保健事業・福祉施設事業

保健事業については、40歳以上の被保険者の受診率の向上に資するために事業計画を改めるなど、適切かつ効率的な実施に向けた取組が図られているが、健診実施割合は前年度を上回る結果となっているものの目標は達成していない。なお、平成20年度から保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象としてメタボリックシンドロームに着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられたことから、今後、健診等について一層の充実を図る必要がある。

福祉施設事業に関しては平成17年10月に設立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」において、施設の譲渡・廃止を進めているところであるが、平成20年10月の全国健康保険協会、平成22年1月の日本年金機構への移行を前に、社会保険病院、厚生年金病院等についても早急に整理合理化計画等の方針を策定し着実に進める必要がある。

5. 広報、情報公開、相談等

広報は国民の年金制度への理解を深めるために重要なものであり、年金セミナーの拡充や社会保険庁ホームページの充実等の取組が実施されている。

また、被保険者、受給権者の利用しやすい年金相談体制の構築に向けた「ねんきん

ダイヤル」の充実等や年金相談マニュアルの改訂、個人情報保護の徹底を図るための全職員を対象とした研修等を行うとともに、年金個人情報の提供の充実を図るため、「ねんきん定期便」の実施の一部前倒しなどに取り組んでいる。

今後は、大学生に対する年金セミナーの実施を拡大していくとともに、職員研修の充実等による年金相談業務の質の向上を図り、また、昨今発生した年金相談の急増による窓口の混雑の経験を踏まえ、より利用しやすい相談体制を整備していく必要がある。

6. その他業務全般

国民サービスの向上のための各種取組により、全国の社会保険事務所への来訪者を対象としたお客様満足度アンケートにおいて前年同期以上の満足度となっているなど、満足度の向上に向けた取組が図られた。

また、組織の改革については、人事評価制度の実施、民間からの社会保険事務所長の採用、監査部門の機能強化や職員の意識改革の推進といった取組が行われているものの、2件の横領事案が新たに発生したことは誠に遺憾であり、再発防止のためにも不正事案に対する厳正な処分、更なる内部統制（ガバナンス）の強化等を推進していく必要がある。

年金記録問題について

平成18年度から平成19年度にかけて、平成17年度に判明した国民年金保険料等の不適正免除問題や、これまでの度重なる不祥事の発生に加え、コンピューター上の記録で基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件あることなどの、いわゆる年金記録問題により国民の社会保険庁に対する信頼が損なわれ、国民に大きな不安と心配をおかけすることとなり、こうした状況が生じたことは誠に遺憾である。

年金記録問題発生の原因については、年金記録問題報告書において、使命感及び責任感の欠如した年金記録管理に関する基本的姿勢、年金記録の正確性を確保することの重要性に対する認識不足、「裁定時主義」という事務処理上の考え方といった基本的な問題に加えて、様々な事務処理上の問題、年金記録管理システムに関する問題などの直接的な要因、更には間接的な要因として社会保険庁職員の三層構造等の組織上の問題があったと指摘されている。

この問題に対しては、まずは「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月）等に基づき、平成9年の基礎年金番号導入以来、未だ基礎年金番号の下で管理されていない約5000万件の記録について、平成20年3月までを目途にすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピューターの記録との名寄せを実施するとともに、「ねんきん特別便」等をきっかけとした国民

からの年金相談・照会に対して丁寧に対応すること等により、国民の信頼に足るシステムを再構築していく必要がある。

さらに、社会保険庁は年金記録問題報告書の指摘等も踏まえ、組織及び業務の管理・運営に関して、ガバナンスを確立し、意識改革・業務改革の推進、職員の一体感の醸成、事務処理の統一性の確保とともに、事務処理の誤りを発見し是正していく仕組み、業務・システムの最適化や横領等の発生を防止するための内部事務管理態勢の構築等の改革を推進する必要がある。

今後の在り方・課題

社会保険庁は、業務改革プログラムによる160項目の改革項目を着実に実施するとともに、「社会保険事業運営評議会」等、幅広い有識者等の意見を踏まえつつ、国民の社会保険行政そのものに対する信頼の失墜を早急に改善すべく、職員の意識改革、業務改革等を更に強力に進め、改革を断行していく必要がある。

また、今後、社会保険庁は廃止され、非公務員型の2つの法人「全国健康保険協会」と「日本年金機構」が新設されることとなる。新組織への年金業務等の円滑な引き継ぎを確保するため、適正かつ効率的な事業運営を図るとともに、国民の少子高齢化が一段と進む中、国民生活の安定を保障する社会保険を担う組織として、国民に真に信頼される組織に再生していくために、年金記録問題の解決と新組織への移行に向けた社会保険庁の改革に全力を挙げて取り組むことこそが、年金制度に対する国民の信頼を確保するために必要である。

目標

1 適用事務に関する事項

(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

(数値目標) 適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
巡回説明事業所数	事業所	37,178	32,428	48,765	53,129	28,961
重点加入指導実施事務所数	事業所	—	—	3,513	4,013	6,786
定時決定時調査件数	事業所	671,798	498,922	392,027	355,420	255,475
調査官総合調査件数	事業所	329,570	307,570	329,464	376,818	388,322

目標に係る主な取組及び実績

① 未適用事業所の適用促進

未適用事業所の把握及び適用の促進については、制度の適正な運営及び費用負担の公平性を図るため、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について（基本通知）」（平成 17 年 3 月 25 日庁文発第 0325004 号）等の通知に基づき、以下のとおり実施した。

また、平成 17 年度に 5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務）について、平成 18 年度は 104ヶ所の社会保険事務所に拡大して実施した。

これらの取組と経済環境の改善により、新規適用事業所数、適用事業所数は昨年度に比べて増加した。

ア 適用促進対象事業所の選定

まず、法務局等で閲覧する商業登記申請書や法人登記申請書の情報、民間調査会社から購入した新規設立法人情報及び厚生年金保険と雇用保険の適用事業所に関するデータを突合した情報等を活用して、未適用事業所である可能性のある事業所をリストアップし、適用促進対象事業所として選定した。

イ 適用勧奨

これら適用促進事業所に対しては、電話、文書（勧奨状）、職員や社会保険労務士による巡回説明等により、適用勧奨に努めたところであり、①事業所への巡回説明、②呼出による加入指導（原則として 5人以上の事業所）、③戸別訪問等による重点的な加入指導（原則として 10人以上の事業所）を実施した。

また、市場化テストの対象となった社会保険事務所においては、各受託事業者が適用促進対象事業所を把握して巡回説明等を実施した。

・巡回説明事業所数：

〔民間委託分〕 53,129 事業所（17年度）→ 28,961 事業所（18年度）

〔職員等実施分〕 14,110 事業所（17年度）→ 14,794 事業所（18年度）

〔市場化テスト分〕 2,367 事業所（17年度）→ 25,440 事業所（18年度）

・呼出による加入指導：

8,563 事業所（17年度）→ 8,657 事業所（18年度）

・戸別訪問等による重点的な加入指導：

4,013 事業所（17年度）→ 6,786 事業所（18年度）

その他、公共職業安定所より求人申込時の社会保険の加入状況にかかる情報提供に加え、他省庁との連携を強化し、地方運輸局等からの貨物自動車運送事業者や旅客自動車運送事業者の社会保険の加入状況にかかる情報提供を受け、未適用事業所の把握及び加入指導に努めた。

ウ 職権適用の状況

事業主の制度に対する理解不足等の影響から、加入勧奨にもかかわらず、適用されない事例が平成 18 年度も見受けられたことから、引き続き巡回説明及び戸別訪問等による適用加入勧奨及び加入指導により事業主の理解を求めるとともに、重点的な加入指導によっても加入手続を行わない事業所に対しては、立入検査等を行い職権適用を実施することとした。

・職権適用の実施数：11 事業所（17年度）→ 87 事業所（18年度）

エ 未適用事業所の状況

未適用事業所については、これまで雇用保険との突合結果リストの活用等により未適用の疑いのある事業所を把握し、文書指導や巡回説明等により存在そのものを調査確認してきたが、継続的に適用に結びつけるための管理・指導が適切に行われていなかった。

そのため、平成 16 年度から把握した個々の未適用事業所について、その後の適用状況を継続的に管理していくこととしている。

平成 18 年度中においては、新たに雇用保険との突合結果リストや法人登記申請書の閲覧等により 61,638 事業所を適用促進対象事業所として選定し、平成 18 年 3 月末現在で未適用事業所として把握していた 63,539 事業所と合わせた 125,177 事業所に対し、文書指導、巡回説明、呼出指導、戸別訪問指導及び職権適用等の結果、

・「適用に結びついた」事業所数 8,459 事業所（適用した被保険者数 42,638 名）

・「既に適用済みであったことが判明」した事業所数 6,062 事業所

・「適用対象外等事業所であることが判明」した事業所数 24,339 事業所

・未適用事業所数 86,140 事業所

として整理した。

また、市場化テストの対象となった社会保険事務所においては、各受託事業者が適用促進対象事業所として 44,607 事業所を選定し、これらの事業所のうち文書、電話勧

奨等のうえ 25,440 事業所について巡回説明等を実施した結果、

- ・「適用に結びついた」事業所数 2,424 事業所（適用した被保険者数 11,240 名）
 - ・「既に適用済み等であったことが判明」した事業所数 11,729 事業所
 - ・未適用事業所数 11,287 事業所
- として整理した。

なお、これにより、新たに適用された被保険者数は、53,878 名であった。平成 19 年 3 月末現在において、社会保険庁が未適用事業所として把握している事業所数は、97,427 事業所である。

今後とも、事業主の理解を求め、自主的な届出をしていただくことを基本としつつ、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業主に対しては、職権による適用を含めた厳しい姿勢で取り組むこととしている。

(注) 適用促進の手順

- i 未適用事業所の把握
- ii 文書による加入指導
- iii 巡回説明（民間委託等による適用促進の趣旨や保険制度の説明）
- iv 呼出による加入指導（原則として 5 人以上の事業所）
- v 戸別訪問等による重点的な加入指導（原則として 10 人以上の事業所）
- vi 立入検査等による職権適用（15 人以上の事業所）

② 適正届出の励行促進

適正届出の励行促進については、事業所調査の際の事業主に対する指導の実施、事業主を対象とした新規適用事業所説明会、算定基礎説明会などにおいて徹底を図るとともに、定時決定時の調査（船員保険においては、標準報酬実態調査での実施）及び各種広報媒体（チラシ・パンフレットの配布及び各種広報誌での説明）による制度の周知を図り、適正な届出の励行に努めた。

特に、事業主の利便性の向上及び負担の軽減を図る観点から、インターネットによる届出や電子媒体による届出を促進するとともに、適正な届出の励行に努めた。

しかしながら、制度に対する理解が得られない事業主より、適正な届出がなされていない事例が平成 18 年度も見受けられたことから、引き続き各種説明会の開催及び各種広報媒体による制度の周知を図ることにより適正な届出の励行に努めていくこととしている。

③ 事業所調査の実施

平成 18 年度において、社会保険調査官等が行う事業所調査に係る数値目標を、「適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合が、4 分の 1 以上となること」と定め、過去の調査実績等から届出が適正に行われていないと判断される事業所や短時間就労者が多い事業所について、重点的に実施した。

その結果、より効果的な事業所調査を実施したことなどから、資格関係事業所調査件数は 460,916 ヶ所となり、適用事業所数（1,609,022 ヶ所）の 28.65 % と調査件数は前年度に

比較して減少したが目標を上回った。また、事業所調査により資格得喪関係や標準報酬月額額の修正を行ったことにより、保険料の適正化を図った金額（効果額）は、健康保険で29億4千万円と前年度より下回ったものの、厚生年金保険で61億円となり、合計で前年度の実績を上回った。

なお、事業所調査により、新たに適用された被保険者数は、62,122名であった。

事業所調査による保険料適正化の効果額 (単位：百万円)

	事 項	平成 17 年度	平成 18 年度
健 康 保 険	資格得喪関係	1,725	1,548
	標準報酬月額関係	1,339	1,395
	計	3,064	2,943
厚生年金保険	資格得喪関係	3,399	3,995
	標準報酬月額関係	1,991	2,104
	計	5,390	6,099
合	計	8,454	9,042

(注) 事業所調査…適用事業所における被保険者の資格取得、喪失及び報酬等の届出状況等について、社会保険調査官が行う調査をいう。

社会保険調査官…健康保険、船員保険及び厚生年金保険の事業所調査を主に行う職員をいう。

※ 平成 19 年度からは、派遣労働者の適用の適正化として、都道府県労働局と連携し、請負労働者、派遣労働者、外国人労働者等に対する的確な調査を推進することとしている。

また、適用の適正化を強力に推進するため、被保険者等や関係機関からの情報提供などを重点的に選定した事業所調査を実施し、事業所調査の効果件数について、前年度を大幅に上まわる目標を設定し、これに基づく確実な取組を実施することとしている。

④ 全喪届の適正化

全喪事業所数については、平成 15 年度から全喪届を法令上位置づけるとともに、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務づけたことや平成 16 年 9 月には、全喪届に係る事務処理の適正化を図るため、全喪届の総点検を実施したことに加えて、平成 18 年 11 月からは、全喪届が提出された事業所について、地方社会保険事務局のホームページに掲載する等の取組により、昨年度に引き続き減少した。

- ・ 政府管掌健康保険：43,789 事業所（17 年度）→ 40,790 事業所（18 年度）
- ・ 厚生年金保険：45,223 事業所（17 年度）→ 41,634 事業所（18 年度）

⑤ 船員保険の適用の適正化

船員保険の適用の適正化については、「船員保険の適用の適正化について」（平成 16 年 12 月 8 日庁保発第 1208001 号）等の通知を発出し、実施している。

具体的には、地方運輸局等において、雇用契約公認審査の際に船員保険の適用を確認

し、船員保険への加入が確認できない場合の通報、船員労務官からの通報及び船員法適用船舶所有者名簿等の閲覧により、適用対象船舶所有者等を把握し、適用指導の実施に努めた。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて取組が進められた。

(数値目標の達成状況)

適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合について、数値目標を達成している。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 重点加入指導の対象を従業員 10 人以上の事務所に拡大（平成 17 年度では、原則として 15 人以上の事業所を対象）するとともに、重点的な加入指導を行っても手続を行わない事業所に対して立入検査を行い、職権適用を実施した結果、職権適用の件数が増加している。
- ・ 適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務）について、104 箇所の社会保険事務所に拡大（平成 17 年度：5 箇所）している。
- ・ 適正届出の励行促進、全喪届及び船員保険適用の適正化について、平成 17 年度と同様の取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 適用促進の実績については、新規適用事業所数及び年度末現在の適用事業所数が昨年度に比べて増加しているが、これについては巡回説明や職権適用等の未適用事業所の適用の促進についての取組や経済環境の改善等が主な要因として考えられる。
- ・ 事業所調査の実績については、短時間就労者が多い事業所を重点的に実施するなど、より効果的な事業所調査を実施したことなどから、調査件数は前年度より減少（平成 17 年度：496,954 →平成 18 年度：460,916）したが、適用事業所数に対して 4 分の 1 以上という目標を達成しており、評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、業務改革プログラム等に基づき、雇用保険や労災保険の適用事業所に関するデータとの突き合わせ等による未適用事業所の把握、民間事業者への委託による戸別訪問により加入勧奨を強化するとともに、加入指導の手続を踏んだ上での職権適用等の着実な実施により、未適用事業所に対する適用の促進のための取組を推進していく必要がある。
- 適用促進に係る、いわゆる「市場化テスト」については、平成 18 年度までに実施した当該事業における費用対効果などの結果を踏まえた、効率的な事務の在り方を検証した上で実施していく必要がある。
- 総務省による「厚生年金保険に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」（平成 18

年 9 月) において、適用もれ事業所数等の推計値が示され、電算システムの活用が不十分であるといった指摘をされたことも踏まえ、未適用事業所の把握や未適用事業所の継続的な管理の徹底などの取組を推進する必要がある。

- 「年金記録確認第三者委員会」におけるあっせん事案の分析を行い、適用の適正化のために必要な事項が明らかとなった場合には、取組を進める必要がある。

目標

1 適用事務に関する事項

(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。

(数値目標)

○届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数	件	4,555,662	4,233,039	4,009,651	3,805,310	4,041,677
20歳到達者の適用率	%	100	100	100	100	100
届出による20歳到達者の適用数	人	603,650	646,259	657,256	608,720	584,689
20歳到達者の職権適用数	人	663,259	671,252	630,674	620,124	594,611

目標に係る主な取組及び実績

被保険者種別変更の届書等に係る適正な届出及び早期提出の周知については、「国民年金事業の推進について（通知）」（平成6年3月31日庁文発第1411号）等の通知に基づき以下のような取組を実施した。

- ① 政管健保・厚年の新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会などを活用し、種別変更届及び第三号被保険者に係る届出の周知について事業主の協力を求め、事業所向け広報誌の従業員への回覧や退職時のチラシ・パンフレットの配布などにより、第二号被保険者及び第三号被保険者への適正な届出及び早期提出の周知に努めた。
- ② 公共職業安定所との連携により、雇用保険受給者説明会における種別変更の届出周知や届出用紙の配付等を行った。
- ③ 国民年金事務指導員による電話、戸別訪問等での届出励行や、国民年金委員を活用した地域住民への届出等の広報を行った。
- ④ 第二号被保険者の資格を喪失した者及びその者に扶養されていた配偶者、並びに政管健保の被扶養者に該当しなくなった第三号被保険者に対し、2か月間経過しても種別変更の届出がない場合には届出勸奨状を送付し、勸奨を行ってもなお届出がされない場合には、職権で第一号被保険者として種別変更を行った。
- ⑤ 企業等に就職したとして第一号被保険者の資格喪失の届出があった者について、一定期間（6ヶ月程度）を経過してもなお、企業等から第二号被保険者の届出がない場合、第一号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行った。

しかしながら、届出漏れに係る勸奨状の送付対象者数については、前年度を上回る結果（3,805,310件（17年度）→4,041,677件（18年度））となった。

これは、平成18年度中において、第二号被保険者から第一号被保険者に種別変更し

て、間もなくまた第二号被保険者に種別変更している被保険者に対する勧奨状が前年度より約 30 万件増加しており、転職や転業などで、一時的に第一号被保険者となったことに気付かず届出が遅れていること等が影響したものであると考えている。

このため、引き続き、上記の取組みを徹底し、適正な届出の促進等に努める。

(注) 国民年金事務指導員・・・国民年金被保険者の資格に関する届出手続等について、主に事業所や大学などを訪問して手続指導等を行う非常勤職員

国民年金委員・・・地域住民に対する国民年金制度の周知や届出手続の相談等を行うために社会保険庁長官が委嘱した民間協力者

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて取組が進められた。

(数値目標の達成状況)

届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数は、前年度を上回っており、目標を達成していない。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用とともに、新たに平成 18 年度より、国民年金の資格喪失後、一定期間を経過してもなお、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知等を開始するなど、年金受給権等確保のための取組が推進されている。
- ・ 平成 17 年度と同様、20 歳到達者情報の把握に当たって住基ネット等を活用し、文書により加入推奨や職権適用などを行う等の着実な取組により、平成 17 年度に引き続き、20 歳到達者の把握及び完全適用がなされている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数については前年度を上回っており、国民年金委員を活用した広報等、取組の徹底により適正な届出の促進等に努める必要がある。

今後の課題等

- 引き続き、業務改革プログラム等に基づき、パート労働者など従業員への国民年金に関する手続きの周知や保険料の納付の勧奨等について事業主に協力を依頼するなどの取組により、国民年金の適用の適正化を図る必要がある。

目標						
1 適用事務に関する事項 (3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。						
主な指標の推移						
指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
年金手帳記号番号の調査が必要な者(対象者)						
他制度加入照会対象者 ※1		S43.4.2 生 ~S53.4.1 生	—	—	—	—
名寄せ対象者 ※2		S21.4.2 生 ~S26.4.1 生	S26.4.2 生 ~S28.4.1 生	S28.4.2 生 ~S35.4.1 生	S35.4.2 生 ~S43.4.1 生	S43.4.2 生 ~S52.4.1 生
年金手帳記号番号の調査のための照会票の送付件数	件	3,343,119	666,317	1,667,352	1,630,971	1,580,627
照会票送付件数のうち、回答票を受付した件数(業務センター受付分)	件	1,685,857	348,590	662,733	580,024	502,638
<p>※1 平成9年1月に基礎年金番号を通知した際、「現在加入している制度以外の公的年金に加入したことがある」又は「2つ以上の年金手帳をもらったことがある」に該当するかの照会に対し、「ある」と回答があった者。</p> <p>※2 基礎年金番号で管理する記録と国民年金及び厚生年金保険の年金手帳記号番号で管理する記録を突合し、氏名・生年月日及び性別が一致した者。</p>						
目標に係る主な取組及び実績						
<p>基礎年金番号による被保険者記録の管理については、「基礎年金番号の実施事務の取扱いについて」(平成8年10月18日庁文発3151号)等の通知に基づき実施しているところであり、平成18年度においては、以下のとおり行った。</p> <p>① 適正な届出の周知 事業主、被保険者等に対して広報誌、新規適用事業所説明会、算定基礎届説明会等を活用し、適正な届出に関し、周知を行った。</p> <p>② 基礎年金番号の適正な払い出し 基礎年金番号が二重に付番されたものについて調査を行い(平成18年10月実施;約2万2千件)、社会保険業務センター及び社会保険事務所で解消を行った。</p> <p>③ 複数の年金手帳記号番号の計画的整理</p>						

平成9年1月の基礎年金番号導入前は制度ごとに交付された複数の国民年金または厚生年金保険の年金手帳記号番号を有していたことから、社会保険業務センターにおいてこれらの加入記録を整理するため、基礎年金番号に年金手帳記号番号を登録している。

（「過去記録の整理」）

この過去記録の整理は、平成10年度から平成18年度まで計画的に実施しており、平成18年度においては昭和43年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者で、基礎年金番号で管理している氏名、生年月日及び性別の3項目が一致する年金手帳の記号番号を有しているものに対し、照会票を送付した。これらの者のうち、ハガキによって回答のあった者について、年金手帳の記号番号を基礎年金番号に登録し、年金手帳記号番号の整理を行った。

なお、平成18年度末までにおける過去記録の整理の実施状況は以下のとおりとなっている。

照会票の送付数 1, 818万件（うち、送達不能 85万件）

回答があった数 1, 253万件（社会保険業務センター及び社会保険事務所における受付数の合計）

回答があった数のうち、

手帳記号番号を基礎年金番号に登録した数 927万件

他に年金手帳記号番号がなかったもの 326万件

（注）これらの数については、平成19年5月に全数調査を行い算出したものである。

④被保険者への事前通知による記録整備の拡充

平成18年3月から社会保険業務センターに新たに専門チームを設置し、58歳到達者に対する年金個人情報提供を通じた本人による記録確認に基づき、年金加入記録の整備を推進した。

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて取組が進められたものの、未統合の年金記録（約5000万件）やコンピューターに収録されていない記録（約1430万件）があることなど、年金記録に関する問題により国民の信頼を損ねたことは、誠に遺憾である。

（数値目標の達成状況）

—

（評価及び所見）

1. 取組の改善

・ 基礎年金番号による被保険者記録の正確な管理について、基礎年金番号の計画的整理等、従来からの取組が進められているものの、今般、

- ① コンピューター上の記録で基礎年金番号に未統合の年金記録が約5千万件あること

- ② マイクロフィルムで管理されている旧台帳の年金記録（1,430万件・36万件）の中に、コンピューターに収録されていない記録があること
 - ③ コンピューター上の年金記録について、台帳や被保険者名簿等から、正確に入力されていないものがあること
 - ④ 保険料を納めた旨の本人の申し立てがあるにもかかわらず、保険料の納付の記録が台帳等に記録されていないケースがあること
- などの年金の記録に関する問題により国民の信頼を損ねたことは誠に遺憾である。

今後の課題等

- 年金制度は、社会における国民生活の安定を保障する重要な基盤であり、国民の信頼を確保することが極めて重要であることから、引き続き、二重付番の完全な防止の達成に向け、早急に対策を推進する必要がある。
- 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月）等に基づき、平成9年の基礎年金番号導入以来、未だ基礎年金番号の下で管理されていない約5000万件の記録について、平成20年3月までを目途にすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピューターの記録との名寄せを実施するとともに、「ねんきん特別便」等をきっかけとした国民からの年金相談・照会に対して丁寧に対応すること等により、国民の信頼に足るシステムを再構築していく必要がある。
- なお、年金記録問題については、総務省に設置された年金記録問題検証委員会の「年金記録問題検証委員会報告書」（平成19年10月。以下「年金記録問題報告書」という。）の指摘も踏まえ、組織・業務運営における意識改革・業務改革の推進、職員の一体感の醸成、事務処理の統一性の確保等やシステムの改善等にも取り組んでいく必要がある。

目標

2 保険料等収納事務に関する事項

(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

（数値目標）

○保険料収納率：

厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績（98.5%）を確保

政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績（97.9%）を確保

船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績（92.1%）を確保

○口座振替実施率：

厚生年金保険：84%以上

政府管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
保険料収納率						
厚生年金保険	%	97.7	97.9	98.2	98.5	98.7
政府管掌健康保険	%	96.8	97.3	97.6	97.9	98.0
船員保険	%	91.0	91.1	91.7	92.1	92.6
口座振替実施率						
厚生年金保険	%	83.8	83.6	84.3	84.2	84.0
政府管掌健康保険	%	81.6	81.3	85.7	85.5	85.2
船員保険	%	57.6	56.7	56.5	56.4	56.4
差押え事業所数 （16年度までは延べ事業所数）	事業所	20,474	17,630	17,223	13,631 （実事業所数）	15,613

目標に係る主な取組及び実績

① 口座振替の促進

保険料の納入については、納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対し口座振替の促進に努めた。

具体的には、新規適用時に、納期内納入の実施や口座振替の実施を促し、適用後においては、口座振替未実施の事業所に対し、口座振替納付用紙・口座振替勧奨状を送付するとともに、職員が電話や訪問により口座振替の実施についての勧奨を行い、口座振替事業所の増加に努めた。その結果、口座振替実施事業所数は、政府管掌健康保険・厚生

年金で前年度の実績を上回り（1,433,607事業所（17年度）→1,466,658事業所（18年度））、口座振替実施率は、政府管掌健康保険においては、85.2%で目標（85.0%）を上回り、厚生年金保険においても、84.0%で目標（84.0%）を達成した。船員保険においては、口座振替実施事業所数は増加している（4,116事業所（17年度）→4,129事業所（18年度））が、口座振替実施率は、56.4%で目標の数値（57.0%）をわずかに下回った。

なお、口座振替を実施していない事業所は、滞納事業所、現金決済主義の事業所、公的機関であり、現在の口座振替実施率は、口座振替が可能な事業所の相当程度が実施しているものと見込まれる。

（注）口座振替実施率・・・口座振替実施事業所数／適用事業所数

② 納期内納入の促進のための広報

納期内納入については、広報誌等の活用や納期内納入についての依頼文書を納入告知書を送付する際に同封するなど、効率的・効果的な広報に努めた。

③ 滞納事業所への督促及び滞納処分

また、滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分については、滞納処分実施要綱や滞納処分マニュアルの活用により、保険料滞納の発生防止のための納付督促を行うとともに、滞納処分の早期着手等により、保険料収入の確保に努めた。

具体的には、新規に口座振替が不能となった事業所については、保険料滞納の発生防止のために、速やかに電話等納入督促を実施し、納入告知書を再送付するなど新規滞納事業所を増加させないよう努めた。

指定期限までに納入がない新規滞納事業所に対しては、電話、事業所への訪問、社会保険事務所への呼出により、事業主と面談し、未納保険料の収納に努めるとともに、納入が遅れる場合は納付計画を提出させ納入の確約をとるなど保険料の確実な収納に努めた。

・ 滞納事業所数：105,545事業所（17年度）→108,070事業所（18年度）

（注）各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部が未納となっている事業所数を機械的に集計したもの。

さらに、納付計画不履行となった事業所や長期・大口滞納事業所について、取引金融機関や関係官公署における預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知を発出するなどの納付督促に努め、進展がない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めた。

・ 差押え実施事業所数：13,631事業所（17年度）→15,613事業所（18年度）

④ 保険料収納率

このような取組により、平成18年度の保険料収納率は、前年度を上回った。

厚生年金保険の保険料収納率については、当該年度分99.67%、過年度分20.44%となっておりそれぞれは前年度を下回ったものの、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、98.69%（対前年度比0.16%増）と目標の前年度の実績を上回った。

政府管掌健康保険の保険料収納率については、当該年度分 99.46 %、過年度分 21.02 % となっておりそれぞれは前年度を下回ったものの、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、98.01 %（対前年度比 0.12%増）と目標の前年度の実績を上回った。

また、船員保険の保険料収納率については、当該年度分 98.83 %、過年度分 14.90 % 及び当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、92.63 %（対前年度比 0.58 % 増）と目標の前年度の実績を上回った。

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて進展があった。

（数値目標の達成状況）

保険料収納率については、いずれの保険事業においても、前年度を上回る実績となっており、数値目標を達成している。

口座振替実施率については、政府管掌健康保険及び厚生年金保険においては目標を達成しているものの、船員保険においては目標を下回る結果となっている。

（評価及び所見）

1. 取組の改善

- ・ 保険料等の確実な納入の促進、滞納事業主に対する納付の督促及び滞納処分については、平成 17 年度と同様の取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 保険料収納率については、納付の督促等の取組の結果、いずれの保険事業においても、前年度を上回る実績となっており、目標を達成したものと評価できる。
- ・ 口座振替実施率については、従来に引き続いての口座振替の促進に係る取組の結果、政府管掌健康保険及び厚生年金保険においては増加している。また、船員保険については、約 56 % と低くなっているが、その要因の一つとしては、漁船の場合には、漁獲量の変動等により収入が安定しないなどの事情から口座振替が進みにくいことが考えられる。

今後の課題等

- 引き続き、口座振替の促進や滞納事業所への督促及び差押えの実施等により、保険料等の確実な納入を図る必要がある。

目標

2 保険料等収納事務に関する事項

(2) 国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率（過年度分を含めた納付率）の向上を図る。

(数値目標)

○平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、

- ・平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率：74.5%
- ・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率：68.7%
- ・口座振替実施率：42%

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
保険料納付率 (当該年度分)	%	62.8	63.4	63.6	67.1	66.3
口座振替実施率	%	35.2	35.1	37.0	40.2	40.2
免除者数(各年度末現在)						
法定免除	人	1,027,786	1,062,445	1,092,863	1,126,166	1,135,369
申請全額免除	人	1,436,907	1,649,462	1,761,775	2,155,879	2,069,460
申請3/4免除	人	—	—	—	—	263,731
申請半額免除	人	343,953	378,447	414,310	532,984	212,568
申請1/4免除	人	—	—	—	—	79,255
合計	人	2,808,646	3,090,354	3,268,948	3,815,029	3,760,383
学生納付特例者数 (各年度末現在)	人	1,537,406	1,675,788	1,727,564	1,760,373	1,702,861
若年者納付猶予者数 (年度末現在)	人	—	—	—	340,525	373,156
追納件数(各年度末現在)	人	310,616	405,600	565,125	580,160	615,003

目標に係る主な取組及び実績

国民年金保険料の確実な収納を図るため、社会保険事務所毎に地域特性や未納者特性に応じた納付督促を実施するため「国民年金保険料収納にかかる行動計画（アクションプログラム）」を策定し取り組んでいるところである。

平成18年度においては、納付率を構成する収納実績（分子）と免除等実績（分母）とをそれぞれ評価することとし、未納者の属性を把握し、納付対象者と免除等対象者の両面で、それぞれの属性内の未納者を減らす取組を進めることとした。具体的には、市町村から提供された所得情報、未納期間、年齢及び督促事蹟等の属性により、強制徴収対象、納付督促対象及び免除等申請勧奨対象に区分し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にし、さらには、納付月数の増加目標と

免除等申請受理目標をそれぞれ設定することにより行動計画を策定した。

また、納付状況が向上している社会保険事務所の取組事例を積極的に全国展開する取組も実施した。

① 行動計画に基づく納付督促の着実な実施

電話による納付督促、戸別訪問による納付督促、催告状の発行、集合徴収案内の発行の4つの基本的な納付督促手法、更に所得情報を活用した免除・納付猶予の勧奨及び強制徴収の実施について、社会保険事務所ごとに月別の行動目標を定めた行動計画を策定し、徹底した進捗管理のもとに対策に取り組んだ。

	18年度目標	18年度実績	達成率
電話納付督促	581万件	545万件	93.8%
戸別訪問督促	1,574万件	1,627万件	103.4%
催告状	2,073万件	1,863万件	89.9%
集合徴収	1,165万件	1,143万件	98.1%

取組状況としては、平成18年5月以降、免除等の不適正事案の事後処理や免除の承認処理方法を大幅に見直し事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことによる承認事務処理の遅延等により、多くの職員の労力を要したことから、督促活動は十分に実施できなかった。また、催告状や集合徴収については、送付対象者を未納者属性に応じて絞り込んで効率的・効果的に実施することとしたことなども含め、実施件数が減少している。

② 納めやすい環境づくり

コンビニエンスストア、インターネットや携帯電話による保険料納付については、納付書の裏面や送付の際に同封するリーフレット等により周知を図ることにより、着実に実績を伸ばしている。

	17年度実績	18年度実績
コンビニエンスストア	589万件（940万月）	749万件（1,158万月）
インターネット・携帯電話	14万件（33万月）	24万件（57万月）

※ コンビニで収納した1,158万月は、全収納月の9%を占める。

口座振替の推進については、資格取得時における口座振替の勧奨、口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、未納者に対する職員や国民年金推進員等による戸別訪問時での勧奨などにより、口座振替割引制度（月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1か月早く納付する場合に一定の割引をする制度）の周知等により積極的な取組を実施した結果、口座振替実施率は前年と同率の40.2%となり、目標（42%）には到達しなかった。口座振替の利用率を高めることは、確実に安定した収納の確保に寄与するばかりでなく、業務の効率化にも資することから、引き続きより一層の促進に努めていく。

③ 強制徴収の実施

市町村から提供された所得情報を活用し、保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者に対しては強制徴収による厳格な対応を行うこととしている。平成 18 年度においては、最終催告状の発行を平成 17 年度の 17 万件から大幅に拡大し 310,551 人に対して発行した。また、平成 17 年度以前に最終催告状を発行した者も含めて、納付に応じない 121,113 人に督促状を発行し、11,910 人に対して差押えを執行した。(平成 19 年 3 月末現在)

強制徴収の取組は、着実に増加しており、収納月数についても比例して増加している。

④ 免除等制度の周知徹底

保険料を納めることが経済的に困難な被保険者については、免除等制度の利用により確実に年金受給権を確保することが重要であり、以下のような取組を実施した。

ア. 公共職業安定所との連携により、失業者に対する雇用保険受給者説明会等の機会を活用して、失業による免除制度に関する周知を実施した。

イ. 免除申請手続の簡素化を図ることとして、平成 18 年 7 月から全額申請免除及び若年者納付猶予の承認を受けている被保険者については、あらかじめ申請しておくことにより翌年度以降も所得要件を満たす場合には、毎年度申請を行わなくても承認を受けられる仕組みを実施した。

ウ. 平成 18 年 7 月から施行された多段階免除制度(全額免除又は半額免除以外に新たに 4 分の 1 免除及び 4 分の 3 免除を追加)について、納付書の送付時に同封するリーフレット等による周知を図った。

エ. 市町村からの所得情報を活用し、免除等基準に該当すると思われる未納者に対して免除等制度の周知並びに申請手続の勧奨を実施した。

しかしながら、免除等の不適正事案の事後処理に労力を要したことから、所得情報に基づき免除等基準に該当する方に対する免除等申請手続の勧奨が十分に実施できなかった。また、免除の承認処理方法を大幅に見直し、事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより承認事務処理に遅延が生じたこと等により、円滑な免除の承認事務が実施できなかった。

⑤ 保険料納付意識の徹底

平成 17 年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告時に保険料の支払いを証明する書類の添付が義務化されたことから、その証明書として「社会保険料控除証明書」を 11 月及び 2 月に発行し、1 年間の納付状況の提供を行うことにより保険料納付意識の徹底を図った。

⑥ 民間委託の活用

平成 17 年度に 5 箇所社会保険事務所を対象として開始した国民年金保険料収納

業務に係る市場化テストのモデル事業について、平成 18 年度は新たに 7 月より 30 箇所の社会保険事務所を拡大して実施している。

なお、平成 17 年度に実施されたモデル事業に係る評価は納付月数の要求水準は概ね達成されたが、納付率の改善状況はいずれも低調であった。

〈参考〉平成 17 年度の実施結果（実施期間：平成 17 年 10 月から平成 18 年 9 月）

対 象 事務所	受託事業者	要求水準	実施結果		同一社会保険事務局 内の他の社会保険 事務所の達成率
			納付月数	要求水準に対 する達成率	
弘前 (青森)	(株) もしもし ホットライン	570,953 月	601,566 月	105.36%	99.99%
足立 (東京)	エー・シー・エス 債権管理回収 (株)	771,109 月	778,027 月	100.90%	103.05%
熱田 (愛知)	エー・シー・エス 債権管理回収 (株)	436,291 月	444,545 月	101.89%	99.65%
平野 (大阪)	エー・シー・エス 債権管理回収 (株)	314,565 月	304,535 月	96.81%	98.07%
宮崎 (宮崎)	(株) もしもし ホットライン	436,380 月	459,526 月	105.30%	99.43%

これらの対策を行った結果、平成 18 年度の国民年金保険料の現年度分納付率は 66.3 % となり、前年度から 0.8 ポイントのマイナスとなり、目標納付率 (74.5%) は達成できなかった。また、過年度分となる平成 16 年度分保険料については最終的に 68.2% となり、目標 (68.7%) に 0.5 ポイント及ばなかった。

目標の達成に至らなかった要因としては、①免除等の不適正事案の事後処理に労力を要し、職員による納付督促が十分に実施できなかったこと、②免除承認処理の厳格な執行を図るため、9 月から審査の徹底や事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより、承認処理により多くの労力を割くこととなったため、催告状の送付など督促の遅れにつながったこと、など取組が十分に行えなかったことによるものと考えている。

しかしながら、市町村から提供された所得情報等を活用した未納者属性毎の取組は着実に進んでいるところであり、特に強制徴収の取組は大きく実績を伸ばし、平成 17 年度分保険料においては平成 14 年度以降初めて納付率で 70 % を超えたところである。

いずれにしても、平成 18 年度においては数値目標をいずれも達成していない状況であり、納付率の向上に向けて、より一層の収納対策を強力に取り組む必要がある。

<参考> 過年度分（16・17年度分）の納付率

	16年度末	17年度末	18年度末
平成16年度分 (対前年伸び)	63.6%	66.3% (+2.7%)	68.2% (+2.0%)
平成17年度分 (対前年伸び)	—	67.1%	70.7% (+3.6%)
※平成18年度分	—	—	66.3%

※平成18年度分は現年度納付率

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けた取組が不足している。

(数値目標の達成状況)

国民年金保険料納付率及び口座振替実施率については、数値目標を下回っている。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 保険料の確実な収納を図るため、従来の取組に加え、納付状況が向上している社会保険事務所の取組事例の全国展開や最終催告状及び督促状の発行や差押えの執行といった強制徴収の拡大等の取組が進められているものの、国民年金保険料納付率については、前年度実績を下回っており、目標を達成できていない。
- ・ 国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理が発生したため、法令違反通報窓口の設置、事務処理のシステム的なチェックの徹底など各般にわたる再発防止策が講じられている。
- ・ 免除等制度の利用により確実に年金受給権を確保することは重要であり、多段階免除制度の導入や免除手続きの簡素化等、更なる免除等制度の取組が進められている。
- ・ 国民年金保険料収納業務に係る市場化テストのモデル事業について、新たに30ヶ所の社会保険事務所にて実施している。

2. 取組と効果の分析

- ・ 保険料納付率については、前年度実績を下回っており、目標納付率の達成には至っていない。社会保険庁の分析によれば、免除等の不適正事案の事後処理等により、督促活動などの取組が十分に実施できなかったこと等が要因である。

今後の課題等

- 年金制度の健全な運営のため、保険料の確実な収納を図っていくことは極めて重要であり、今後とも、保険料の確実な収納を図るため、年金制度の意義・役割や重要性について広く国民に周知し、制度に対する不安を払拭することが必要である。
- 保険料納付率の向上を目指すに当たっては、「納付率」が「収納実績（納付月数）」と「免除等実績（納付対象月数に反映）」とで成り立っていることを踏まえ、それぞ

れの実績の向上に努めることが必要である。具体的には、

- ① 市町村からの所得情報を活用し未納者の属性に応じたきめ細やかな収納対策を行動計画に基づき効率的に展開すること
 - ② 確実に安定した収納の確保や業務の効率化の観点から重要となる口座振替利用率の更なる向上を図ること
 - ③ クレジットカードによる保険料納付など、保険料を納めやすい環境整備を推進し、新たな未納を防止し確実な保険料収納を確保すること
 - ④ 納付督促の徹底や口座振替の一層の促進はもとより、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない場合には差押えを含む強制徴収による厳正な対応を図ること
 - ⑤ 保険料負担能力が乏しい場合には、免除や納付猶予等の申請勧奨により確実に年金受給権に結びつけること
 - ⑥ 市場化テストの更なる拡大や民間のノウハウを活用した効果的・効率的な対策の展開を図ること、
などの取組を進め、納付率を改善していく必要がある。
- 年金横領問題を踏まえ、年金に対する国民の信頼を回復するため、保険料を納めやすい環境整備を推進するとともに、横領を未然に防止する観点から、窓口での現金の授受の取扱いについて検討する必要がある。
- 不適正な事務処理の再発防止及び免除制度等の利用促進のため、申請書等のターンアラウンド方式の導入など、取組を推進する必要がある。
- また、総務省による「年金に関する行政評価・監視の結果に基づく第1次及び第2次勧告」（平成16年10月及び同年12月）における適用業務の的確な実施、保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施等の指摘も踏まえる必要がある。

目標

3 保険給付事務に関する事項

(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

(数値目標)

○被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)

政府管掌健康保険：内容点検 738円以上

外傷点検 511円以上

船員保険：内容点検 1,049円以上

外傷点検 1,067円以上

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
レセプト内容点検件数 (過誤調整確定分)						
政府管掌健康保険	件	907,482	904,650	1,083,791	1,222,405	1,409,318
船員保険	件	4,878	4,882	3,895	4,901	4,914
被保険者1人当たりレセプト点検効果額						
政府管掌健康保険全体	円	3,919	3,740	3,747	3,416	3,323
内容点検効果額	円	659	678	738	806	877
外傷点検効果額	円	656	607	511	464	435
船員保険	円	10,589	11,186	9,687	9,570	10,437
内容点検効果額	円	1,182	1,564	1,049	1,173	1,279
外傷点検効果額	円	1,232	1,155	1,067	868	1,353

目標に係る主な取組及び実績

レセプト点検調査の実施については、「診療報酬明細書等の点検調査について(通知)」(平成10年6月23日庁保発第11号)に基づき実施してきたが、平成15年の「レセプト情報管理システム」の導入及び、平成16年8月4日に同通知を改正し、保険医療機関単位に、3ヶ月程度の連続した複数月のレセプトを抽出して行う縦覧点検に重点を置いた内容点検及び外傷点検の強化を図るとともに、平成18年8月からレセプト情報管理システムを改修し、傷病名によるレセプトの抽出を可能とするなど、点検の強化に努めた。

① 政府管掌健康保険のレセプト点検効果額

ア 内容点検調査については、縦覧点検に重点を置くなどの点検手法を継続して行ってきたことなどの効果により、過誤調整を行った件数が増加しており、効果額においても平成18年度は877円となり数値目標を139円上回った。

イ 一方、外傷点検については点検の強化を図ったものの、業務上や交通事故等による疾病が減少傾向にあることから、平成 18 年度の点検効果額は 435 円となり、目標数値を 76 円下回った。

② 船員保険のレセプト点検効果額

船員保険については、レセプト情報管理システムは導入されていないため、手作業による抽出点検を行っているが、政府管掌健康保険と同様に「診療報酬明細書等の点検調査について（通知）」に基づき縦覧点検を中心とした内容点検及び外傷点検に努めた結果、内容点検については、平成 18 年度は 1,279 円となり、目標数値を 230 円上回り、外傷点検についても、平成 18 年度は 1,353 円となり、目標数値を 286 円上回った。

③ 被保険者等に対する周知

ア 被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を図るため、年 2 回、概ね全てのレセプトを対象として送付している医療費のお知らせに、医療費の額の他、工作中や通勤途上でのケガや仕事に起因する疾病は健康保険では治療できないことなど、適正な保険診療の受け方を記載している。

イ 社会保険診療報酬支払基金における診療報酬明細書の審査により保険医療機関に支払われる医療費が減額された場合、被保険者等が窓口で支払う一部負担金においても過払いが発生する。この場合、保険医療機関に対して返還の申し出を行うことが出来ることから、一部負担金が一定以上減（増）額された場合には、減（増）額された医療費の額等について被保険者等にお知らせしている。

なお、関係書類の保存されている平成 15 年度から 17 年度中の対象の診療報酬明細書について実施の有無の確認を行ったところ、一部の社会保険事務局において本来被保険者等へ通知すべきものが全く通知されていない事態等が確認されたことから、通知がされていなかった被保険者等についてお詫びを行うとともに、あらためて通知を行った。

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて進展があった。

（数値目標の達成状況）

- ・ 政府管掌健康保険のレセプト点検効果額については、内容点検調査は数値目標を達成しているものの、外傷点検は目標数値を下回る結果となっている。
- ・ 船員保険のレセプト点検効果額については、内容点検及び外傷点検とも目標数値を達成している。

（評価及び所見）

1. 取組の改善

- ・ レセプト点検調査について、レセプト情報管理システムを改修するなど、効率的な

点検の実施に向けた取組が行われている。

- ・ 被保険者に対する適切な受診指導について、平成 17 年度と同様の取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 政府管掌健康保険の被保険者 1 人当たりレセプト点検効果額については、全体では昨年度の実績を下回る結果となっているが、内容点検調査について縦覧点検に重点を置いた点検を行うなどの取組により数値目標を上回っている一方、外傷点検については効果額が減少している。その要因としては、業務上や交通事故等による疾病が減少傾向にあることなどが考えられる。
- ・ 船員保険の被保険者 1 人当たりレセプト点検効果額については、縦覧点検を中心とした点検に努めた結果、数値目標を達成しており、評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、的確なレセプト点検の実施や被保険者に対する適切な受診指導等により、医療費の適正化のための取組を推進していく必要がある。
- 平成 20 年 10 月に全国健康保険協会が設立されることを踏まえた上で、業務改革プログラム等に基づき、レセプト点検調査の改善手法や他の医療保険者等との情報交換について検討を進めるとともに、引き続き保険者機能を強化していく必要がある。

目標

3 保険給付事務に関する事項

(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

(数値目標)

○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率 100%※の実現を図る)

- 傷病手当金 : 3週間以内
- 出産手当金 : 3週間以内
- 出産育児一時金 : 3週間以内
- 家族出産育児一時金 : 3週間以内
- 埋葬料(費) : 3週間以内
- 家族埋葬料 : 3週間以内

(※ 達成率 100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
現金給付費						
政府管掌健康保険	億円	4,652	4,894	5,187	5,321	5,516
船員保険	億円	55	56	54	54	55
被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金)						
政府管掌健康保険	日	1.48	1.38	1.37	1.41	1.42
船員保険	日	6.12	6.26	6.24	6.19	6.44
給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率(政府管掌健康保険)						
傷病手当金	日	—	—	—	18.5	18.0
	%	—	—	—	85.6	92.4
出産手当金	日	—	—	—	18.2	18.0
	%	—	—	—	87.6	90.3
出産育児一時金	日	—	—	—	16.6	16.4
	%	—	—	—	94.2	96.9
家族出産育児一時金	日	—	—	—	16.6	16.3
	%	—	—	—	94.4	96.9
埋葬料(費)	日	—	—	—	18.2	17.9

	%	—	—	—	85.6	88.8
家族埋葬料	日	—	—	—	17.5	17.2
	%	—	—	—	88.3	92.2
給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率（船員保険）						
傷病手当金	日	—	—	—	18.8	17.5
（業務上・業務外）	%	—	—	—	80.3	91.3
出産手当金	日	—	—	—	16.8	15.2
	%	—	—	—	85.7	82.4
出産育児一時金	日	—	—	—	13.0	12.9
	%	—	—	—	100.0	93.3
家族出産育児一時金	日	—	—	—	14.8	14.2
	%	—	—	—	96.6	97.4
葬祭料	日	—	—	—	18.6	18.2
（業務上・業務外）	%	—	—	—	82.9	87.7
家族葬祭料	日	—	—	—	15.3	14.1
	%	—	—	—	91.1	96.3

目標に係る主な取組及び実績

① 現金給付の適正化

傷病手当金等の現金給付の適正化については、職員による書面審査、実地調査、負傷原因の調査等の強化を行い、また、保険給付審査医師、顧問弁護士等の専門家を活用することなどにより給付の適正化に努めた。

また、事業主及び被保険者等にホームページ等により制度の周知徹底を図り、適正な届出を促すほか、職員研修の実施、業務処理マニュアルを活用し職員の資質向上に努め、給付の適正化に努めた。

（注1）傷病手当金・・・健康保険の被保険者等が病気やけがの療養のため仕事を休み給料を受けられないなど、次の4つの条件を満たした時には、傷病手当金が支給される。

- ・ 病気、けがで療養中であること
- ・ 仕事につけないこと（労務不能）
- ・ 4日以上仕事を休むこと
- ・ 給与を受けられないこと

（注2）保険給付審査医師・・・傷病手当金等保険給付に関する医学的事項について審査を行うために委嘱された医師。

② サービススタンダード（迅速な支給）

平成 17 年度より、請求書を受け付けてから給付が決定され、支給決定通知書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組んでいる。

達成率については、全般的にほぼ 90% 以上となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきている。

平成 17 年度と比較すると、大半の給付について平均所要日数及び達成率のいずれについても事務処理の改善がみられた。このことは、社会保険事務所の好取組事例を集約のうえ、情報を共有し、各事務所で改善のための取組を行っていることが効果を現したものと考えられる。

達成率が比較的低い給付項目については、書類不備等による請求者への返戻に日数を要していることが影響していることから、請求者に対する事前の周知・広報の充実等、不備返戻書類の発生防止のための対策を徹底させることにより、引き続き改善を図ることとしている。

【健康保険給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
傷病手当金	823, 846 件	18.0 日	92.4 %
出産手当金	127, 986 件	18.0 日	90.3 %
出産育児一時金	123, 041 件	16.4 日	96.9 %
家族出産育児一時金	256, 750 件	16.3 日	96.9 %
埋葬料（費）	35, 614 件	17.9 日	88.8 %
家族埋葬料	80, 236 件	17.2 日	92.2 %

【船員保険給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
傷病手当金	11, 544 件	17.5 日	91.3 %
出産手当金	17 件	15.2 日	82.4 %
出産育児一時金	15 件	12.9 日	93.3 %
家族出産育児一時金	975 件	14.2 日	97.4 %
葬祭料	219 件	18.2 日	87.7 %
家族葬祭料	705 件	14.1 日	96.3 %

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて進展があった。

（数値目標の達成状況）

- ・ 請求書を受け付けてから給付が決定され、支給決定通知書が請求者に届くまでの所要日数（サービススタンダード）については、ほとんどが 90% 以上の達成率となっ

ている。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給については、平成 17 年度と同様の取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

- ・ サービススタンダードについては、社会保険事務所の好取組事例の情報共有等の取組により、ほとんどが 90%以上の達成率となっており、また、すべての給付種別において平均所要日数が前年度より短縮しており、迅速な支給に向けた取組が進められたものと評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、適正な現金給付を行うため、不備返戻書類の発生防止等の取組を推進していく必要がある。
- 全給付項目におけるサービススタンダードの 100%達成に向けての取組を推進する必要がある。

目標

3 保険給付事務に関する事項
 (3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。
 (数値目標)
 ○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る)
 老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内)
 遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内)
 障害基礎年金：3ヶ月以内
 障害厚生年金：3ヶ月半以内
 (※ 達成率100%は、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
年金給付費						
厚生年金	億円	203,466	208,140	215,380	219,863	222,541
基礎年金	億円	102,494	110,735	118,118	126,386	134,909
国民年金	億円	23,819	22,293	20,888	19,527	18,149
老齢福祉年金	億円	391	296	224	165	118
年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率(※)						
老齢基礎年金	日	—	—	—	31.4	40.9(31.2)
	%	—	—	—	98.7	94.7(61.0)
老齢厚生年金	日	—	—	—	33.4	41.1(32.0)
	%	—	—	—	98.3	93.2(59.1)
遺族基礎年金	日	—	—	—	36.7	46.0(35.8)
	%	—	—	—	93.7	88.7(42.9)
遺族厚生年金	日	—	—	—	32.1	42.5(29.9)
	%	—	—	—	97.7	90.0(69.1)
障害基礎年金	日	—	—	—	61.9	62.3(—)
	%	—	—	—	94.0	89.8(—)
障害厚生年金	日	—	—	—	92.7	91.4(—)
	%	—	—	—	73.5	75.7(—)

※平成18年度の()内の数字は、加入状況の再確認を要しない場合の平均所要日数及び目標達成率であり、18年度より別途集計を行っているものである。

目標に係る主な取組及び実績

①年金の適正給付

年金の適正な決定・給付については、年金の裁定請求書受付時において、添付書類などの書類審査を行い、裁定請求書に記載された職歴及び添付された他制度の被保険者記録と当庁が保有している被保険者記録とを突合するなど、被保険者記録を的確に確認し、添付された資料及び証明書に基づき、加給年金又は加算額対象者の審査を行った。

受付後、裁定までの間において、障害給付にあつては、添付された診断書等に基づき、障害等級の認定を行い、また、遺族給付にあつては、生計維持や婚姻関係等の受給資格要件について必要に応じて実地調査するなど、年金の裁定を適正かつ遅滞なく行うように努めた。

また、年金の裁定後も、就労による年金の支給停止、他年金や失業給付等との併給調整、現況届による生存確認及び「老齢厚生年金受給者の現況届を活用した適用の適正化及び年金給付の適正化について」（平成15年10月14日庁文発第1014003号）に基づき現況届を活用した就労実態の把握・届出の励行などを実施し、年金の給付を適正かつ遅滞なく行うように努めた。

②年金給付誤りの防止

社会保険庁においては、平成17年4月に公表した年金給付システムの総点検の結果を受けて、再発防止策の一環として、同年6月に社会保険業務センター内に「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を設置し、現場での疑わしい事例や受給者の方からの問い合わせを組織的に集め、速やかに対応し公表することとした。

これにより、平成18年度においては、17事案の年金給付誤りを早期に発見し、公表したほか、各定期支払時には支払額の妥当性等について監視、点検を行い、事前に事務処理誤り等による年金給付誤りを防止した。

③サービススタンダード（迅速な支給）

平成17年度より、請求書を受け付けてから年金が裁定され、年金証書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組んでいる。

平成18年度からは、加入状況を再確認する場合としない場合に分けて、平均所要日数及び達成率を集計しているところである。

加入状況の再確認を要するもの（2か月以内（注））の達成率については、障害厚生年金を除き、全般的に88%以上となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきている。

加入状況の再確認を要しないもの（1か月以内）の達成率については、40%台から70%弱であり、改善の必要性が高い。

平成17年度と比較すると達成率が低下しているが、裁定件数の増加や事務処理集約化等への移行に係る過渡的な影響が要因と考えられる。

達成率が低い給付項目や社会保険事務所については、個別にその原因を把握し、分析したうえで、その対策を徹底させることにより、達成率等の改善を図ることとしている。

【年金給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数		達成率	
		加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの	加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの
老齢基礎年金	152,191 件	40.9 日	31.2 日	94.7 %	61.0 %
老齢厚生年金	1,382,440 件	41.1 日	32.0 日	93.2 %	59.1 %
遺族基礎年金	3,792 件	46.0 日	35.8 日	88.7 %	42.9 %
遺族厚生年金	254,243 件	42.5 日	29.9 日	90.0 %	69.1 %
障害基礎年金	51,186 件	62.3 日	—	89.8 %	—
障害厚生年金	22,038 件	91.4 日	—	75.7 %	—

(注) 障害基礎年金は3か月以内、障害厚生年金は3か月半以内

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けた取組が不足している。

(数値目標の達成状況)

- ・ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数（サービススタンダード）について、加入状況の再確認を要するもの（2ヶ月以内）の達成率は障害厚生年金を除き、前年度を下回る実績となっている。
- ・ 加入状況の再確認を要しないもの（1ヶ月以内）の達成率については40%台から70%弱となっており、目標を大きく下回っている。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 年金給付の迅速な決定及び適正な支給について、平成17年度と同様の取組が実施されているものの、ほとんどが前年度を下回る実績となっている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 加入状況の再確認を要するもの（2ヶ月以内）のサービススタンダードの達成率については、障害厚生年金を除き、前年度を下回る実績となっているが、社会保険庁の分析によれば、裁定件数の増加や事務処理集約化等への移行に係る影響が要因である。
- ・ 加入状況の再確認を要しないもの（1ヶ月以内）のサービススタンダードの達成率については40%台から70%弱と、目標を大きく下回っており、改善の必要性が高い。

今後の課題等

- 達成率が低い給付項目や社会保険事務所について、個別にその原因の分析・把握を行った上で、目標達成のための取組を進める必要がある。
- 年金の給付誤りの再発を防止するため、引き続き、社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会の調査等により、過払いや未払いなどの誤りを防止することが必要である。
- なお、目標の達成に向けた取組を強化する一方で、今後は、年金相談への適切な対

応や裁定時の聞き取りの徹底を行うことはもとより、今後実施する「ねんきん定期便」のような取組を推進し、若い頃から自らの年金記録を確認する機会を確保し、増やしていく方策を強化充実する必要がある。

目標

4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

(数値目標)

○健診実施割合

政府管掌健康保険：32%以上（40歳以上の被保険者）

船員保険：38%以上（40歳以上の被保険者）

○事後指導実施割合：実施割合が32%以上で、かつ、実施者数が前年度の実績（581,625人）を上回る

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
健診実施者数						
政府管掌健康保険	人	3,231,045 (一)	3,137,157 (2,609,248)	3,479,084 (2,884,760)	3,686,003 (3,039,963)	3,267,977
船員保険	人	19,979 (一)	19,987 (16,468)	19,051 (15,728)	18,623 (15,493)	15,254
事後指導実施者数						
政府管掌健康保険	人	448,031	450,654	501,900	581,625	653,864
健診実施割合						
政府管掌健康保険	%	30.6 (一)	30.2 (25.2)	33.4 (27.7)	35.5 (29.3)	31.2
船員保険	%	37.8 (一)	40.5 (33.4)	41.7 (34.5)	43.0 (35.8)	36.9
事後指導実施割合	%	32.1	33.3	32.9	35.3	36.0

注1) 健診実施者数及び健診実施割合は、平成14年度から17年度までは35歳以上、平成18年度より40歳以上の健診実施者の数としている。

注2) 健診実施者数の平成15年から17年の()内の数字は、40歳以上の健診実施者の数を見込んだものである。

注3) 事後指導実施割合は、健診の結果、指導区分が2(数値異常)及び3(要経過観察)と判定された者の数に対する事後指導実施者数の割合である。

目標に係る主な取組及び実績

政管健保及び船員保険の被保険者等の健康の保持増進等を図るため実施する生活習慣病予防健診事業にあつては、平成17年3月29日庁保発第0329004号等の通知に基づき実施しており、平成18年度においては以下のとおり実施した。

① 受診勧奨、健診実施割合の向上

一般健診については、平成 18 年度において、それまで 40 歳未満健診を含めて受診率を設定していたところを見直し、40 歳以上の被保険者の受診率の向上に資する、受診勧奨を実施するよう事業計画を改めたところである。

政府管掌健康保険については、健診実施割合の数値目標である 32%以上には至らなかったが、平成 18 年度で 31.2%となり、平成 17 年度に比べ 1.9%程度の伸びを示し（※平成 17 年度実績 29.3%→平成 18 年度実績 31.2%）、受診者数においても 228,014 人の増加を示す結果となった（※平成 17 年度実績見込 3,039,963 人→平成 18 年度実績 3,267,977 人）。

これは平成 16 年度から平成 17 年度の実施人数伸び率と比し、約 1.5 倍の伸び率を示したものである。（※平成 16 年度実績見込 2,884,760 人→平成 17 年度実績 3,039,963 人、実施人数は 155,203 人の増加）

船員保険については健診実施割合の数値目標である 38%には至らなかったが、平成 18 年度 36.9%（平成 17 年度 35.8%）と 40 歳以上の健診実施率として 1.1%伸びを示している。

② 健診実施機関の増大等

健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成 18 年度以降において、全国で新たに 180 医療機関を健診実施機関として指定（1,835 機関（平成 17 年度末）→ 2,015 機関（平成 19 年 4 月 1 日現在））するとともに、被保険者が受診する健診実施機関で適切な健診が行われるよう、健診実施機関の監査・指導の実施に努めた。

③ 事後指導の充実

健診をより効果的なものにするためには、健診結果に基づく生活改善指導を行うことが必要であることから、保健師による電話、文書、事業所訪問等の手段による事後指導の充実に努め、事後指導実施割合は 36.0%と数値目標を上回った。事後指導実施者数についても対前年度に比べ 72,239 人の増となった。

※ なお、平成 20 年度から保険者に対し、40 歳以上の被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム（糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病のリスクが重なって存在する状態である内臓脂肪症候群）」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられたことから、今後、健診について一層の充実を図る必要がある。

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて進展があった。

（数値目標の達成状況）

- ・ 健診実施割合については、政府管掌健康保険及び船員保険とも数値目標を下回っている。
- ・ 事後指導については、実施割合及び実施者数とも数値目標を上回っている。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 一般健診については、これまで 40 歳未満健診も含めて受診率を設定していたところを見直し、40 歳以上の被保険者の受診率の向上に資する受診勧奨を実施するよう事業計画を改めるなど、より適切かつ効果的な実施に向けた取組が図られている。
- ・ 事後指導については、平成 17 年度と同様の取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 健診については、生活習慣病予防等の観点から最も受診すべき対象である 40 歳以上の被保険者等に対して重点的に実施するなど、適切かつ効率的な取組により、目標には到らなかったものの、前年度を上回る結果となっている。
- ・ 事後指導については、保健師による事業所訪問等の充実により、実施割合及び実施者数がともに増加しており、被保険者等に対する生活習慣病予防検診事業の適切な推進に向けた取組の効果が着実に現れたものと評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、業務改革プログラム等に基づき、特定健康診査等実施計画の策定や事業の普及に向けた当該実施体制の整備及び市町村等関係団体との調整を実施し、平成 20 年 4 月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に向けた準備を進めるなど、保健事業の充実等を推進していく必要がある。

目標

4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18

目標に係る主な取組及び実績

年金福祉施設等については、「年金福祉施設の見直しについて（合意）」（平成 16 年 3 月 10 日与党年金制度改革協議会）等を踏まえ、年金制度の厳しい財政状況及び福祉施設を取り巻く社会環境や国民のニーズの変化等に鑑み、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、年金福祉施設等を廃止・譲渡することとし、そのために必要な業務を行った。

①年金福祉施設等の廃止・譲渡

具体的には、平成 17 年 10 月に設立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下『R F O』という。）」において、施設の廃止・譲渡を平成 22 年 9 月末までに進めることとしており、14 施設の追加出資を行った。

(参考)

・R F O 落札実績（平成 18 年度）

落札物件数 81 落札金額 28,650 百万円

・発足以来落札実績（累積：平成 17 年 10 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）

落札物件数 90 落札金額 34,956 百万円

また、終身利用型老人ホームについては、R F O 法案の国会審議の際、衆議院厚生労働委員会における「終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ること。」との附帯決議を踏まえて、売却方法等についての検討を行った。

②厚生年金病院・社会保険病院の見直し

厚生年金病院については、R F O 法案の国会審議の際、衆議院厚生労働委員会における「地域の医療体制を損なうことのないよう、十分に検証した上で策定すること。」との附帯決議を踏まえ、また、社会保険病院についても、厚生年金病院と平仄を合わせ、整理合理化計画について検討を行った。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて取組が進められた。

(数値目標の達成状況)

—

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 年金福祉施設等について、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を平成 17 年 10 月に設立し、廃止・譲渡を平成 22 年 9 月までに進めることとしており、年金福祉施設等の整理合理化に向けた着実な取組が推進されている。

今後の課題等

- 終身利用型老人ホームについては、引き続き、売却方法等の検討を行い、着実にその計画を進める必要がある。
- 社会保険病院及び厚生年金病院については、社会保険庁の日本年金機構や全国健康保険協会への移行を踏まえ、早急に整理合理化計画を策定し、その計画を着実に進める必要がある。
- 引き続き、年金福祉施設等について、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が中期計画等に沿って廃止・譲渡を着実に進めているかを把握していく必要がある。

目標

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

(数値目標)

○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
ホームページアクセス数	件	22,530,412	39,229,035	53,921,866	60,932,277	80,863,688
生徒を対象とした年金セミナー実施率	%	18.1	19.1	21.9	28.7	32.1

目標に係る主な取組及び実績

①年金広報の実施

ア ねんきん月間(11月)及び年度末(2月)において集中広報(新聞等の複数のメディアを活用して行う広報)を実施するとともに、今後の集中広報をより効果的・効率的に実施するために、効果測定(①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果把握)を実施した。

イ 全国統一の広報物として平成17年度に作成した「総合パンフレット」(国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説)と、「目的別チラシ」(被保険者の個々の関心事項に対して解説)を改訂し、戸別訪問時における制度説明や市町村窓口等への備え付けによる広報を実施した。

②社会保険庁ホームページの充実

社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)は、平成18年度には年間8千万件のアクセス数に達する重要な広報媒体となった。平成18年度は各種の情報提供を充実するとともに、年金制度をわかりやすく解説した動画番組の配信、社会保険制度について、子供向けにわかりやすく解説した「キッズページ」、社会保険委員のホームページを開始した。

③国民向けに社会保険大学校のテキスト(教材)を社会保険庁ホームページへ掲載。

④年金教育(年金セミナー)の拡充

ア 中学生・高校生を対象とした年金セミナーの拡充を図るため、各社会保険事務局に設置した年金教育推進協議会を活用し、各都道府県教育委員会、県教育局、県総務部学事課及び市町村教育委員会との連携を推進するとともに、年金教育用副読本の改訂等を行い年金教育の拡充を図った。

【年金セミナー実施率】

(平成17年度) (平成18年度)

28.7% 32.1%

イ 平成18年4月に文部科学省を通じて大学等に協力依頼を行い、大学生に対する年金セミナーを実施した。(平成18年度は、大学等での年金セミナーを22大学で合計23回実施した。)

⑤ 公開講座の実施

年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するため、地方事務局主催の公開講座を29社会保険事務局において実施した。

⑥ リーフレットの送付

平成18年9月、政管健保の検認時に、適用事業所を経由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付した。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)

生徒に対する年金セミナーの実施率について、数値目標を達成している。

(評価及び所見)

1. 取組の改善

・ 平成18年度においては、業務改革プログラム等に基づき、

① 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度をわかりやすく解説した動画番組の配信や、子供向けの「キッズページ」の掲載

② 昨年度宮城社会保険事務局にてモデル実施した大学生向け年金セミナーについては、文部科学省を通じて大学等に協力依頼を行い、22大学で合計23回実施

③ 地方事務局主催の公開講座を29社会保険事務局(平成17年度は3社会保険事務局)にて実施

等の積極的な取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

・ 中学生・高校生を対象とした年金セミナーについては、教育委員会等との連携を推進するなど積極的な取組を進めた結果、実施率は平成17年度実績及び数値目標を上回る実績となっており、評価できる。

・ 大学生に対する年金セミナーについては、平成18年度には22大学で合計23回実施されており、年金教育の拡充に向けた取組が進められている。

今後の課題等

○ 年金制度の安定的な運営を図るためには、国民が年金制度に抱いている漠然とした不信感を払拭し、年金制度に対する信頼を醸成することや若年層を中心に国民各層の

幅広い理解を得ることが不可欠であることから、引き続き、業務改革プログラム等に基づき、年金被保険者向けに年金制度の仕組みや必要な届出等について解説した「ねんきん被保険者のしおり」を作成するなど、創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の年金制度への理解を深めていくことが必要である。

- 特に、地域に根ざした公開講座の開催や、大学生に対する年金セミナーの拡大を図っていく必要がある。

目標

5 広報、情報公開、相談等に関する事項
 (2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
年金相談者数(来訪相談者数)	千人	7,826	8,587	8,347	7,444	8,001
インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	件	—	56,073	147,450	80,499	176,339
被保険者記録の事前通知件数	件	—	102,175	1,224,815	1,770,941	2,142,556
年金見込額の提供件数	件	—	—	704,019	1,133,703	1,169,158
年金加入状況の通知件数	件	—	—	—	12,019,208	11,758,769
裁定請求書(ターンアラウンド方式)の事前送付件数	件	—	—	—	553,367	1,552,419

目標に係る主な取組及び実績

《 相談体制の充実 》

年金相談については、全国 309 カ所の「社会保険事務所」、全国 55 カ所(平成 18 年度末)の「年金相談センター」、全国 23 カ所の「年金電話相談センター」及び「社会保険業務センター中央年金相談室」において、来訪、電話、文書による年金相談を行っている。

年金相談件数(平成 18 年度)

	来訪相談	電話相談	文書相談
社会保険事務所 (309 カ所)	6,863,551 件	3,115,405 件	72,979 件
年金相談センター (55 カ所・18 年度末)	1,124,247 件	85,842 件	604 件
年金電話相談センター (23 カ所)	—	3,038,098 件	—
社会保険業務センター 中央年金相談室(1 カ所)	12,702 件	1,567,884 件	34,784 件
合計	8,000,500 件	7,807,229 件	108,367 件

また、年金相談の充実を図るため、「緊急対応プログラム」及び「業務改革プログラム」に基づき、次の取組を実施した。

- ① 相談時間の延長、休日相談等
- ア 月曜日の相談時間の延長

平成 18 年度以降、第 2 月曜日は全ての社会保険事務所、その他の月曜日は主要な社会保険事務所において午後 7 時まで延長し、平成 18 年度は午後 5 時以降 39,993 人の来訪者があった。

イ 土曜日における年金相談

平成 18 年度は、オンラインの稼働スケジュールの都合により第 2 土曜日のみ社会保険事務所を開庁して年金相談を実施した。さらに、ねんきん月間である 11 月に 3 回、年度末の 1 月～3 月には 2 回ずつ追加開庁し、72,629 人の来訪者があった。

ウ 年金相談の予約制の実施

年金相談の予約制の実施については、平成 18 年 9 月 22 日庁文発第 0922013 号により各社会保険事務所の実態に合わせ実施している。

エ ファクシミリによる年金相談

耳や発声が不自由なため、電話による年金相談が困難な方々に配慮した取組みとして、ファクシミリによる年金相談を実施した。(平成 17 年 4 月より実施済)

オ 出張相談

社会保険事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎や商工会館等に職員を派遣し、出張相談を実施した。

② 年金相談センター

年金相談センターについては、東京都大田区に大森年金相談センターを 18 年 10 月に新設した。また、秋田、宇都宮、新橋、福井、甲府、京都、松山、宮崎及び鹿児島年金相談センターの 9 カ所を廃止するなど、地域ニーズに応じた設置の見直しを行い、平成 19 年 4 月現在、55 カ所となっている。

③ ねんきんダイヤル

電話相談については、まず、「中央年金相談室」の電話相談ブースを平成 17 年 8 月から段階的に拡充し、平成 17 年 10 月に 180 席体制に拡充した。

併せて、平成 17 年 10 月 31 日から、「中央年金相談室」と全国 23 カ所の「年金電話相談センター」をネットワークで結び、全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施し、電話応答率において大幅な改善が図られた。(「中央年金相談室」16 年度平均応答率 20.5% → 「ねんきんダイヤル」平成 18 年度平均応答率 69.4%)

④ 年金見込額試算対象年齢の引下げ

インターネット、電話及び社会保険事務所等において年金見込額試算を行う対象年齢をこれまでの 55 歳以上から 50 歳以上に平成 18 年 3 月 20 日から引き下げた。

⑤ 年金相談業務の質の向上

年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」を平成17年10月に作成・配布した。平成18年度には、同マニュアルの改訂を行った。

また、全国一斉に年金相談担当者のレベル確認試験を行うとともに、年金相談担当者のレベル別研修を実施した。

⑥ 社会保険労務士等に対する年金相談研修の実施

民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士を対象とした研修を平成18年3月17日に実施した。

<年金記録相談の特別強化体制>

ご自身の年金記録に少しでも不安や疑問をお持ちになられた皆様には、ご自身の年金記録をご確認いただくとともに、ご疑問にお答えできるよう、平成18年8月21日から年金記録相談の特別強化体制をとっている。

年金記録相談の特別強化体制の状況

平成19年5月8日

1. 「照会申出書」受付状況

(1) 窓口受付・処理状況	件数(8/21～3/30)	割合
年金相談窓口での記録確認	2,153,815	(100.0%)
窓口調査により確認済み	2,124,314	(98.6%)
基礎年金番号に収録済み	1,841,332	(85.5%)
他の年金手帳記号番号で記録あり	180,003	(8.4%)
旧姓で記録あり	71,681	(3.3%)
その他	31,298	(1.5%)
照会申出書(改めて調査の申出)受付	29,501	(1.4%)

(2) 郵送等受付

照会申出書受付(直接受付)	34,673
---------------	--------

※インターネット等により事前に記録を確認した方で、直接窓口で照会申込書を提出した方

(3) 受付総合計

照会申出書受付(総合計)	64,174
--------------	--------

2. 処理状況

		3月30日までの累計
回答済		56,999
内訳	ご本人申立のとおり記録が確認できたもの	36,364
	ご本人申立の記録の一部が確認できたもの	3,197
	ご本人申立の記録が確認できなかったもの	17,438
照会中又は審査中		7,175

3. 本庁の年金記録審査チームで受付したもの

262件(4月27日現在)

《 年金個人情報提供の充実 》

① 58歳到達者に対する年金加入記録及び年金見込額のお知らせ

平成15年度末より、58歳に到達した者を対して、「年金加入記録のお知らせ」を送付し、年金加入記録を事前に確認していただくことにより、年金裁定に要する期間を短縮できるように努めるとともに、年金見込額の提供を希望する方には、老齢基礎年金や老齢厚生年金の見込額を記載した「年金見込額のお知らせ」を送付している。

(平成18年4月～平成19年3月までの送付件数)

- ・年金加入記録のお知らせ 2,142,556件
- ・年金見込額のお知らせ 1,169,158件

② 年金加入記録をあらかじめ記載した裁定請求書の事前送付

老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方について、平成17年10月より、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を、60歳又は65歳到達の3カ月前に送付している。

さらに、60歳以後に受給権が発生する方には、「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には、「年金加入期間の確認のご案内」を、それぞれ60歳到達の3カ月前に送付している。

(平成18年4月～平成19年3月までの送付件数)

- ・裁定請求書(ターンアラウンド用) 1,552,419件
- ・裁定請求のご案内(はがき) 313,342件
- ・年金加入期間の確認のご案内(はがき) 285,158件

③ インターネットを活用した年金個人情報の提供

平成18年3月より、年金見込額試算については、対象年齢を55歳以上から50歳以上に引き下げ、対象者の拡大を図るとともに、同じく平成18年3月より、インターネットを活用したID・パスワード認証方式による年金加入記録の即時提供を実施するなど、年金個人情報の提供の充実を図っている。

(平成18年4月～平成19年3月)

- ・ホームページでの年金見込額試算受付件数 176,339件
 - 50歳～54歳 74,052件
 - 55歳以上 102,287件
- ・ID・パスワードの発行件数 228,291件

④ ねんきん定期便の実施の一部前倒し(35歳通知)

保険料納付の実績や年金額の見込等を分かりやすく通知する「ねんきん定期便」実施の一部前倒しとして、平成19年3月から、35歳到達者を対象に年金加入記録の通知を開始した。

(平成19年3月)

- ・ねんきん定期便(35歳通知)の送付件数 162,931件

⑤ 社会保険料控除証明書及び年金加入状況の通知

所得税法の改正により、平成 17 年分の所得から、国民年金保険料に係る社会保険料控除の申告の際、保険料納付の証明書類の添付が義務付けられたことに伴い、平成 17 年度より「社会保険料控除証明書」を送付しているところであるが、あわせて当該証明書の裏面を活用し、前年 1 年間の年金加入状況を通知している。

(平成 18 年度の送付件数)

・ 年金加入状況の通知 11,758,769 件

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて取組が進められた。

(数値目標の達成状況)

—

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 被保険者、受給権者の利用しやすい年金相談体制の構築に向けて、緊急対応プログラム及び業務改革プログラムに基づき、平成 18 年度においては、
 - ① 月曜日の相談時間の延長及び土曜日における年金相談の実施
 - ② 年金相談の予約制やファクシミリによる年金相談の実施
 - ③ 地域ニーズに応じた年金相談センターの新設及び廃止
 - ④ 年金相談マニュアルの改訂を行うとともに、年金相談担当者へのレベル確認試験及びレベル別研修の実施
 - ⑤ 平成 18 年 8 月 21 日からの年金記録相談の特別強化体制の実施等の相談体制の充実に向けた積極的な取組が進められている。
- ・ 年金個人情報提供の充実を図るため、従来の取組を引き続き推進するとともに、「ねんきん定期便」の実施の一部前倒し等の取組が行われている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 年金加入状況の通知件数は、国民年金第 1 号被保険者数の減少により発行対象者数が減少したことから、平成 17 年度を下回る結果となっているが、相談件数やインターネットによる年金見込額試算照会の受付件数等については平成 17 年度を上回っており、年金相談体制や年金個人情報提供の充実に向けた取組が進められている。

今後の課題等

- 引き続き、業務改革プログラム等に基づき、電話、電子メール等による被保険者・受給者からの問い合わせ等に対応する総合コールセンター（民間委託）の整備等、利用者たる国民の立場に立ったサービスの向上を効果的に実施していく必要がある。
- 平成 18 年度に一部前倒しで実施した「ねんきん定期便」において返送等の問題が発生している。今後の「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」の導入に当たっては、被保険者の正確な住所を把握する取組を推進していく必要がある。

- 年金個人情報の提供については、インターネットを活用したID・パスワード認証方式による年金加入記録の即時提供の取組等を推進していく必要がある。
- 年金相談については、記録の正確性を再点検するためにも丁寧な対応を行う必要がある。
- 非常勤職員を含めた職員研修の更なる充実等により年金相談業務の質の向上に取り組む必要がある。
- 昨今発生した年金相談の急増による窓口の混雑の経験を踏まえ、より利用しやすい相談体制を整備していく必要がある。

目標

5 広報、情報公開、相談等に関する事項
 (3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

主な指標の推移

指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
個人情報保護に関する研修の参加人数	人	—	—	—	28,352	29,540
情報公開法に基づく開示請求の開示件数	件	431	1,003	2,717	4,044	8,022
レセプト開示件数	件	3,804	3,924	5,207	5,834	6,172

目標に係る主な取組及び実績

① 個人情報保護に関する取組

個人情報保護のため、平成 17 年度に引き続き、端末操作に必要なカードによる厳重な管理、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等について適正に実施するとともに、育児休暇や病気療養休暇などを理由として研修が受けられない 246 人を除く 29,540 人の職員（非常勤職員を含む）を対象とした職員研修を行い個人情報保護の重要性の徹底に努めた。

② 個人情報保護法に基づく個人情報の開示

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づく、保有個人情報の開示請求への対応については、「行政機関個人情報保護法の施行に伴う個人情報の開示請求に係る取扱いについて」（平成 17 年 3 月 31 日庁保発第 0331001 号）及び「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について」（平成 17 年 3 月 31 日庁保発第 0331002 号）により定められた取扱要領に基づき、適切かつ円滑な情報開示の実施に努めた。

※行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求の状況

604 件（本庁 5 件／地方社会保険事務局 599 件）

③ レセプトの開示

レセプトの開示にあたっては、平成 17 年 4 月 1 日から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行されたことに伴い、被保険者又は被扶養者から開示請求があった場合には、原則として開示することが義務となったことから、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領について」（平成 17 年 3 月 31 日庁保発第 0331002 号）において具体的な取扱いを定め、適正な業務に努めた。

④ 情報公開制度

情報公開制度に的確に対応するため、職員に対する研修の実施や保有する文書の適正な管理を行うとともに、開示請求に対しても的確に対応するため、「情報公開事務処理要領」に基づき、適切かつ円滑な情報公開の実施に努めた。

※行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書開示請求の状況
8,022件（本庁 63件／地方社会保険事務局 7,959件）

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて取組が進められた。

（数値目標の達成状況）

—

（評価及び所見）

1. 取組の改善

- ・ 個人情報保護の徹底を図るため、平成 17 年度に引き続き、厳格な委託先の選定や業務の監督等を行うとともに、全職員を対象とした研修を実施している。
- ・ 国民に対する適切な情報公開を行うため、平成 17 年度に引き続き、取扱要領に基づいたレセプト開示等の取組が実施されている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 情報公開法に基づく開示請求に対しては、適切に開示決定等を行っており、また、レセプト開示件数については、年々増加していることから、積極的な取組がなされているものと考えられる。

今後の課題等

- 引き続き、個人情報保護の重要性についての認識を徹底させるとともに、情報公開に係る適切な取組を推進する必要がある。

目標

6 その他の業務全般に関する事項

(1) 国民サービスの向上

- ・サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。
- ・利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

(数値目標)

「お客様満足度調査」による利用者満足度を向上するよう努める。

	17年7月	18年1月	18年度目標
年金相談窓口 (全体の満足度)	89%	87%	前年同期以上、かつ、全ての事業所が前年同期の全国平均以上
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	83%	82%	

(注) 数値はアンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17

目標に係る主な取組及び実績

① 社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置

利用者等の意見を基に地域の実情に即したサービスの提供を図るため、地方社会保険事務局ごとに、学識経験者、マスコミ関係者、労働団体関係者、事業主、社会保険労務士等、サービス利用者及び保険料負担者の代表からなる「サービス改善協議会」を平成17年7月から設置しており、平成18年度はそれぞれ年3回程度公開により開催した。

② 定期的なお客様満足度アンケートの実施

全国の社会保険事務所への来訪者を対象として、平成18年7月及び平成19年1月に「お客様満足度調査」を実施し、調査の集計結果については、社会保険庁ホームページに公表した。

全体としての満足度については、5段階評価のうち「満足」及び「やや満足」の合計が、平成18年7月の調査では、年金相談窓口が89.1%、年金相談以外の窓口が84.2%であり、平成19年1月の調査では、年金相談窓口が89.4%、年金相談以外の窓口が87.0%であり、いずれも前年同期以上であった。

また、平成18年7月、平成19年1月のいずれの調査においても、大半の事務所等について、前年同期の全国平均以上となっているが、全ての事務所等が目標を達成でき

るよう、事務所等毎にアンケート結果を自己分析するなど、引き続き改善を図ることとしている。

	17年7月	18年1月	18年7月	19年1月
年金相談窓口 (全体の満足度)	89.1%	87.0%	89.1%	89.4%
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	82.6%	82.3%	84.2%	87.0%

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて取組が進められた。

(数値目標の達成状況)

—

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ サービス利用者及び保険料負担者の代表からなるサービス改善協議会の開催等により、サービス向上のための取組が図られている。
- ・ 平成18年7月及び平成19年1月実施のお客様満足度調査では、満足度がいずれも前年同期以上となっている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 「お客様満足度」調査による利用者満足度については、前年同時期に比べると改善されており、サービスの向上が図られているものと考えられる。

今後の課題等

- 引き続き、今回満足の評価をいただけなかった利用者の意見も含めた、利用者である国民の意見を踏まえ、地域の実情に即したサービスの提供等、満足度の向上に向けた取組が必要である。
- 特に、利用者満足度が前年同時期に全国平均以下となっている、又は、前年同時期より下回っている事務所等においては、今回のアンケート結果等を踏まえた自己分析を行った上で、今後のサービス向上に活かしていく必要がある。

目標

6 その他の業務全般に関する事項
 (2) 予算執行の透明化
 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17

目標に係る主な取組及び実績

① 調達委員会、契約審査会、随意契約審査委員会等
 平成 16 年 8 月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成 16 年 10 月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成 17 年 4 月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っているところであり、調達委員会については、平成 19 年 3 月までに 55 回開催した。

また、平成 17 年 1 月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500 万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに 100 万円以上の随意契約については、平成 17 年 3 月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表した。

さらに、平成 18 年 1 月に「調達案件進捗状況表」を策定し、各事務局において、契約事務手続の進捗管理の徹底を図っているところである。

② 調達コストの削減、競争入札の推進
 このような取組により、「調達コストについて、調達計画額の 10 % 以上を削減する」という 18 年度の削減目標に対して、調達計画額の 13 % の削減（削減額：1 3 2 億円）を達成したところであり、また、「100 万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合を 60 % 以上とする」という目標についても、61 % を達成したところである。

達成状況に係る評価

(評価結果)
 目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)
 -

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 「調達委員会」、「契約審査会」における調達の必要性、数量、契約方法等のチェック等の取組により、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っている。

2. 取組と効果の分析

- ・ 調達コスト及び随意契約件数について削減計画における平成 18 年度の目標を達成している。

今後の課題等

- 引き続き、調達委員会等の意見を踏まえつつ、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っていく必要がある。

目標

6 その他の業務全般に関する事項
 (3) 社会保険オンラインシステムの見直し
 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17

目標に係る主な取組及び実績

社会保険オンラインシステムの見直しについては、平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度までの5箇年の計画で進めている。

平成18年度においては、以下の取組を実施したところである。

- ① 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化再構築については、基本設計工程と詳細設計以降の工程を分割し、更に基本設計工程を5分割して一般競争入札により調達を実施し、基本設計書の作成を行った。
- ② 社会保険事務所等で使用する端末機器のオープン化については、端末機器に係るプログラム開発を一般競争入札により調達を実施し、詳細設計工程までの開発を行っている。
- ③ 市町村情報提供システムについては、ハードウェア等の更改・集約及びプログラム開発を一般競争入札により調達を実施し、詳細設計工程までの開発を行っている。
- ④ 管理体制を担う人材を庁内で確保するため、スキル育成計画を作成し、業務研修の充実等を実施している。

※ 社会保険オンラインシステムの見直しに要する経費については、オープンシステムの構築等に約1,150億円、過去に行ったソフトウェア開発分(いわゆる残債)の返済に約1,500億円見込んでいます。

なお、刷新後はシステムの年間運用コストを約300億円削減できる見込みである。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて取組が進められた。

(数値目標の達成状況)

-

(評価及び所見)

1. 取組の改善

- ・ 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、経費削減等のため、オンラインシステムの見直しに向けた取組が図られている。

今後の課題等

- 引き続き、社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、オンラインシステムの刷新に向けた取組を行い、費用構造の透明性の確保やコスト削減等を図っていく必要がある。

目標

6 その他の業務全般に関する事項

(4) 組織の改革

社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。

主な指標の推移

指標名	単位	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17

目標に係る主な取組及び実績

① 業務処理の標準化及び業務ノウハウの共有化

申請書の審査、添付書類の確認等の業務については、これまで各地方社会保険事務局によって独自に処理されてきたことから、業務品質の標準化を図るため、平成 18 年 10 月から全国統一の「社会保険業務処理マニュアル」の運用を開始した。

また、第一線職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等の情報を社会保険庁 LAN 等を活用して収集し、共有化を図る「社会保険庁業務ナレッジマネジメント」を平成 19 年 3 月から運用を開始した。

② 本庁と地方の広域人事異動の拡大

平成 17 年度以降の人事異動において、本庁職員が出向する地方社会保険事務局数を 38 事務局（161 人）から 45 事務局（141 人）に拡大する一方、地方職員の本庁配置数を 32 人（23 事務局）から 120 人（44 事務局）に拡大した。（平成 19 年 4 月 1 日現在）

③ 民間からの社会保険事務所長の採用

民間企業における効率的な業務運営のノウハウや、マネジメント等の経験を有する者を社会保険事務所長に登用するため、公募を実施し、書類選考及び面接試験を経て、4 名を社会保険事務所長候補者として平成 19 年 2 月 1 日付で採用し、19 年 4 月 1 日付の人事異動において社会保険事務所長に配属した。

④ 職員研修の充実

平成 16 年 11 月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施している。また、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、平成 17 年 4 月から研修体系及びカリキュラムの見直しを実施した。更さらに、平成 18 年 2 月に、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」を設置し、職員研修の見直し、充実を図るための検討を行い、平成 18 年 8 月 28 日には「年金新組織における研修のあり方について（中間報告）」をとりまとめた。

⑤ 数値による事業管理の推進

平成17年度から引き続き、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進するため、社会保険庁LAN上の掲示板に主要な事業実績を定期的に掲載するとともに、その結果を部門毎に評価し、優秀な事務局・事務所に対して長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施し、平成18年9月には、前年度評価実績に基づく長官表彰を行った。

⑥ 内部改善提案制度

平成17年度から引き続き、第一線業務に携わる職員からのサービス向上や業務改善に向けた提案や各地域における工夫や成果を庁LANに自由に投稿させ、特に優秀な提案を行った職員に対する長官表彰を半期毎に行う「内部改善提案制度」を実施し、平成18年度上期分の表彰については、平成19年1月に実施した。

⑦ 監査部門の機能強化

- ア 主に社会保険事務所の監察を担当している地方社会保険監察官について、本庁併任とした上でブロック単位に集約するとともに、それまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監察を行う仕組みを導入した。(平成18年10月)
- イ 予告しない監査など緊張感のある監査を行うことを含め、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への転換を行った。(18年9月)

⑧ 新人事評価制度の実施

職員の実績評価と能力評価を行い、評価結果を任用(人事配置、昇格等)や給与(勤勉手当、昇給)に反映させ、人材育成と業務改善を図る社会保険庁独自の新たな人事評価制度を設けた。

平成17年10月より、社会保険事務所の課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施。

試行の結果を踏まえ、平成18年4月から、一定職以上の職員を対象とした本格実施及びその他職員を対象とした試行を実施し、平成18年9月に上期(4月～9月)評価を行い、平成19年3月に下期(10月～3月)評価を実施。

⑨ 法令遵守委員会

平成16年10月に法令遵守委員会を設けるとともに、職員からの法令違反通報窓口を設けたが、国民年金保険料の免除及び猶予に係る不適正な事務処理を踏まえ、実効性のある取組として、外部(職員以外の者)からの法令違反通報窓口の設置、本庁に置かれた法令遵守委員会の調査範囲の拡大、各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置等を実施した。

⑩ 人員配置の地域間格差の是正

人員配置の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置

が業務量に応じた適切なものとなるよう、平成17年度から、段階的な配置見直しに着手したところであり、平成17年度においては132人、18年度においては170人の配置見直しを実施した。

⑩ 社会保険事務所の配置の見直し

管轄地域の人口が100万人を超える超大規模事務所の管轄地域のうち、3ヶ所（埼玉県越谷市、千葉県市川市、東京都青梅市）に新たな社会保険事務所を設置することとし、その振替えとして、東京23区のうち1区に2箇所配置されている事務所を統合して、3箇所の社会保険事務所を廃止することとしていた。

社会保険事務所新設の国会承認案件を、社会保険庁改革関連法案との一括審議として取扱ってきたが、同法案等が継続審議となったため、社会保険事務所の新設に係る準備作業は延期せざるを得ない状況となったが、廃止統合予定の社会保険事務所については、平成18年10月の廃止を予定として準備を進めてきたことから、新設に先行して、平成18年10月より実施した。

達成状況に係る評価

（評価結果）

目標の達成に向けて取組が進められたものの、2件の横領事案が新たに発生したことは誠に遺憾である。

（数値目標の達成状況）

—

（評価及び所見）

1. 取組の改善

- ・ 「社会保険業務処理マニュアル」や「社会保険庁業務ナレッジマネジメント」の運用を開始するなど、業務処理の標準化及び業務ノウハウの共有化を図るための取組が実施されている。
- ・ 民間企業におけるノウハウやマネジメント等の経験を活用するため、新たに4名を採用し、社会保険事務所長として配属している。
- ・ 監査部門の機能強化や新たな人事評価制度の導入等による職員の意識改革の推進といった取組が行われている。

今後の課題等

- 引き続き、業務改革プログラム等に基づき内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図っていくとともに、業務に応じた最適配置を図っていく必要がある。
- 平成10年以降に発覚した横領事案については、すべて懲戒免職処分、告発、公表及び返還請求の対象とするなどの対応が取られてきたが、平成18年度においても2件の横領事案が発生したことは誠に遺憾であり、公的年金業務に対する国民の信頼を損ねた者等に対する厳正な処分を実施し、職員の行動規範や組織内の日常的な業務執行ルールを徹底させるなど更なる内部統制の強化等を図っていく必要がある。
- また、能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の実施を通じ、職員1人1

人が組織内における自らの責任と役割を明確に自覚し、組織目標の達成に向けて努力することにより、組織力の向上に努めていく必要がある。